

## 平成31年度・令和元年度事業報告

### 第1 事業報告の概要

#### 1 はじめに

平成31年度・令和元年度（以下「今年度」という。）は、大阪司法書士会（以下「本会」という。）が創設100年を迎えた記念すべき年度であった。令和元年9月28日に、大阪司法書士会創立100周年記念式典・祝賀会を開催し、多数の会員・来賓に参加いただき、盛会裏に終えることができた。

今年度、本会執行部は部制から部門制に移行し、専務理事制度を新たに導入した。新体制での初年度であったが、正に部門制導入の移行時であったこともあり、混乱を避けるため、実質的には従来 of 執行体制を維持してのスタートとなった。今後は、新制度導入の狙いどおり、社会情勢等の変改に即して、機動的に組織を編成することが可能となり、よりフレキシブルな対応をとることができるようになった。また専務理事の存在により、専務先決で処理することが可能となり、会務運営に迅速性を持たせることができた。

また、今年度は、司法書士界にとって特筆すべき大きなできごとがあった。司法書士法の改正である。「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）」が令和元年6月6日に成立、同月12日に公布された。改正される司法書士法では、「目的規定を廃止し、使命に関する規定を新設すること」、「懲戒権者を、法務局又は地方法務局長から法務大臣に改めること」、「懲戒における戒告処分につき、聴聞の機会を保障すること」、「懲戒処分の手続に除斥期間を設けること」、「社員が一人の司法書士法人の設立を認めること」の5項目が主たる内容となった。中でも、新法の第1条では「司法書士の使命」が定められ、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と規定され、司法書士が法律事務の専門家として、国民の権利擁護に寄与すべきことが明確化された。上記の法改正は令和2年8月1日に施行される予定である。

また、司法書士業務に密接に関連する、民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案について、令和2年1月10日、パブリックコ

メントに付された。本会はこれに対し、民法・不動産登記法改正検討ワーキングチームで意見をまとめ、民法の基本原則に則りつつ、所有者不明土地問題について対応できるよう意見を提出した。特に不動産登記法の改正については、本来の役割である物権変動の過程を正確に記録し、権利関係が正確に公示されるような方策が採用されることを支持する意見を表明した。

これまでも、司法書士は140余年にわたり国民の権利擁護に貢献してきた。現行の司法書士法には、その目的として「その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と規定されている。司法書士はその目的のもと、不動産登記、商業・法人登記、供託、裁判、成年後見、あるいは空き家・所有者不明問題への対応、災害支援への対応等を行ってきた。改正司法書士法ではこれまでのこのような司法書士の活動が評価されたことにより、法律家としての使命が明確化されたことになる。司法書士は、より一層その使命・職責を自覚し、高度な職能倫理を確立することが求められている。

本会は、会員が職責を全うし、市民や社会の期待に応えることができるように執務環境を整え、司法書士が活動の場を広げることができるよう、以下のとおり事業計画に定められた事業を実施した。

## 2 最重点事業

### (1) 相続登記受任促進

令和元年11月23日、近畿司法書士会連合会（以下「近司連」という。）と共催で、司法書士法改正記念として改正相続手続きセミナーを開催した。また、令和2年2月9日には、大阪法務局と共催で、相続登記・成年後見制度シンポジウム「未来につなぐ」を開催した。基調講演には、大阪法務局林淳史民事行政部長にも登壇いただいた。280名を超える申込みがあり、併設した相談ブースも予約ですべて埋まるなど、相続登記・後見制度に関係する問題への関心の高さがうかがわれた。

令和元年10月6日には、大阪法務局で開催された公開講座「未来につなぐ相続登記」に本会会員を講師として派遣した。

業務研究委員会で相続関連業務資料集～遺言から遺産分割調停まで～を作成

し、会員に配布した。これに関連して全4回のシリーズで会員研修会を実施した。

新しく創設される法務局における遺言書の保管等の制度については、近司連と連携し、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）を通じて情報収集し、問題点や実務に与える影響等について検討を行った。令和元年10月30日、パブリックコメントに付されたが、本会はこれに対し、相続登記手続きを担ってきた専門家として、司法書士が必要不可欠である制度となるよう、意見を提出した。

## （2）商業・法人登記受任の促進

今年度も中小企業支援業務推進委員会を設置し、委員会だよりや小冊子を作成するなどの取り組みを行った。また、大阪府の担当部署とも連携して事業承継等に対応した。

民間業者によるWEBを通じた商業登記書類作成サービスについて、グレーゾーン対応ワーキングチームで、大阪司法書士政治連盟（以下「政治連盟」という。）と共同して、国会議員等に現状報告と問題点について説明を行った。また、日司連の担当部署とも連携して対応した。

## （3）不動産取引に関する研究

不動産取引において、司法書士が売主側と買主側に分かれる、いわゆる「分かれ取引」に関して、不動産取引研究ワーキングチームを立ち上げて論点を抽出し検討した。分かれ取引の現場での混乱・不安も各所から報告があり、本会としても一定の指針を会員へ提示すべきと考えている。

# 3 重点事業

## （1）相談業務の充実

相談事業は地域連携事業の大きな柱となるものであり、自治体との連携を深め、地域住民の相談ニーズに応えるために、各支部とも協力して市役所等における常設相談等の相談活動を継続して実施した。また、新たな相談員の確保のため、会員研修会「相談員の心構えと相談の基礎知識」を実施した。

また、本会は災害時における被災者支援のため、令和元年12月6日に守口市と、令和2年2月18日に大阪府と、令和2年3月26日に和泉市と、それぞれ被災者相談業務に関する協定を締結した。

その他にも、令和2年3月31日に大阪市と、分譲マンションに係るアドバイザーの派遣に関する協定を締結した。

令和元年10月17日から、日司連で「令和元年台風19号の被災者を対象とした無料電話相談」が実施され、本会も協力した。

近年、相談事業は内容の複雑化、多様化以外にアウトリーチ型相談など相談体制へのニーズも多様化してきた。一方で、相談事業の拡大に伴い、相談員手当など相談事業に掛かる費用の増加が本会予算に影響を及ぼしている。これらを考慮しつつ、今後の相談体制のあり方について検討を行った。

## (2) 簡裁代理業務への取り組み

簡裁訴訟代理等能力認定考査の合格者を対象とした会員研修会を開催し、裁判業務の受任を促進するとともに、今年度も継続して少額裁判報酬助成制度を設け、会員の事件受任への一助とした。また、前年度から始まった当番司法書士制度について引き続き取り組んでいる。その広報として裁判所で配布している案内文書に、当番司法書士専用ダイヤルが掲載されようになり、これまでに20件の実績があった。

## (3) 研修の充実

今年度、会員研修としては、法律実務家としての基礎力増強や執務能力の向上と幅広い知識の習得を目指し、全会員が倫理を含む年間12単位の研修単位を取得することができるよう、40回を超える研修会を実施した。法改正についての研修は、会員の関心が非常に高く、当初想定していたよりも参加申込みが多かった。より多くの会員が受講できるよう、日司連で行われる研修を同時配信の方法で、本会会館において受講できるよう実施した。会員の執務に影響する内容について可能な限り速やかに情報提供ができるように努めた。

各委員会が企画する研修会については、消費者問題対策委員会によるシリーズ研修、法テラス対応委員会による民事法律扶助に関する研修、市民権利擁護

委員会による研修も積極的に実施され、その成果を上げた。

毎年3月に開催している新人研修（集合研修）は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期せざるを得ないことになった。同様に、中小企業支援業務推進委員会及び消費者問題対策委員会が企画していた研修についても中止することになった。

#### （4）司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

今年度も本会は司法ソーシャルワークの観点から様々な方策を講じてきた。高齢者、障がい者、経済的困窮者、女性やこども、セクシュアル・マイノリティー、自死遺族等への司法ソーシャルワークなどを通じて、「身近なくらしの法律家」として対応した。特に、成年年齢引き下げに関して消費者被害の予防の観点から、法教育事業を通じて社会への周知を図った。

令和元年10月13日、前年度に引き続き、レインボーフェスタ！2019に無料相談ブースを出展し、本会の活動をアピールした。

令和2年1月7日に、本会企画部門（社会事業）所管の委員会の全体会議を行った。引き続き、司法ソーシャルワーク・権利擁護事業を推進していく。

#### （5）不動産登記新制度への対応

令和2年1月14日、不動産登記の申請情報が到達すると、受付から記入、校合までを自動で処理する「V30システム」と呼ばれる新たな不動産登記申請処理システムが法務局に導入された。本会でも、新システムに対応するため、情報収集に努め会員への情報提供を行った。

資格者代理人方式については、前年度に引き続き、情報の収集に努めた。

#### （6）執務環境整備

今年度は、大阪法務局本局、同北大阪支局、同東大阪支局、同堺支局、において、法務局の委嘱を受け、司法書士法施行規則第41条の2の司法書士法違反に関する調査を行った。

他士業等による非司行為が疑われる事案について、非司法書士排除委員会において情報収集を行い、登記等司法書士業務を行うことができるかのような市

民に誤解を与えかねないホームページ上の表示等について、対象者に対し、注意喚起文書を送付し、改善を促した。また、内容が悪質な場合には、対象者から直接事情を聴き、問題点を指摘し、改善を求めた。

一般市民から寄せられた非司行為に関する情報提供について、捜査当局と連携し、対応を行った。

近畿税理士会及び大阪行政書士会を法務局とともに訪問し、非司法書士行為への理解を求めるとともに各会会員への指導を求めた。

## (7) 事務局職場環境整備

令和元年10月31日をもって事務局長が定年退職により交代した。また、会館の図書室内に倉庫を設置したことで、大量の資料、配布物を収容できることになったので、作業空間の確保と事務局業務の効率化のため、事務局内のレイアウトを変更した。危機管理対策では、新型コロナウイルス感染症への対応として、事務局職員に時差出勤を指示し、感染予防のための対応を行った。

そのほか、ペーパーレス化検討ワーキングチームで、事務局内の資料の保管方法、PDF化について検討を行った。また、今年度は本会と会員との間で情報の集配信ができる新たな会務システムの定着に着手した。令和2年度は、事務局のペーパーレス化を進め、引き続き事務局業務の効率化・職場環境の整備に努める。

## 第2 事業報告細目

### 1. 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

#### (1) 司法書士法違反に関する調査

ア 大阪法務局からの委嘱に基づき、大阪法務局本局（10月8日、9日、10日）、北大阪支局（10月2日）、東大阪支局（10月8日）、堺支局（10月10日）において司法書士法違反に関する調査を行い、当会館にて11月11日事後調査を実施し、同局へ報告した。

イ 他士業や無資格者による非司行為が疑われる事案について、対象者に対し是正を求める通知等を行った。また、必要に応じ、対象者に来館を求め、事情を聴取し、疑わしき内容については是正を求めた。

ウ 近畿税理士会、大阪府行政書士会に赴いて、非司行為に関しての会員への指導、周知を依頼した。

エ 他士業者の非司行為に関する情報提供に基づき調査を行い、厳正に対処した。

(2) 執務に関する会員事情確認及び執務調査に基づく指導

2名の会員（司法書士会員1名、法人会員1名）に対して事情確認及び指導を行った。また、確認後その結果を会長に報告した。

(3) 綱紀調査案件の対応

綱紀調査事案51件について綱紀調査委員会を46回開催し、事案の調査を行った。

(4) 注意勧告事案の対応

注意勧告小理事会において、注意又は勧告を行うこととする決定を決議した事案はなかった。

(5) 量定意見小理事会の運営

量定意見小理事会において、22件について量定意見の検討及び審議を行った。

(6) 綱紀調査手続の改善策の検討・実施

綱紀調査手続について、綱紀調査委員会正副委員長との打合せを行い、改善策の検討を行った。

(7) 登録調査の実施

新規登録申請者及び変更の登録申請者全員に対し、登録調査委員会にて面接調査を行い(計38回)、倫理意識の向上と事故のない執務姿勢を保持するよう注意を喚起した。また、会員研修会及び公益的活動への積極的な参加を求めるとともに、会則や執務規則等を遵守するよう求めた。

(8) 司法書士倫理の維持向上

本会へ寄せられた情報に基づき、会員への事情確認や指導を行った。また、倫理研修を実施するなど適正執務の確保に努めた。

(9) 会員の年間業務報告調査の実施

会員に対して、今年度分の業務報告書の提出を促し、集計結果を日司連に報告した。

(10) 各種ハラスメントの対応

各種ハラスメントに関する相談はなかった。

## 2. 会員の執務の指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士会関連法規集の改訂

改正された規則、規程等について、会員専用ホームページに掲載の関連法規集を更新した。また、冊子としてダウンロードできる分も更新した。

(2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営

ア フクロッポウ・ネットサービスについて、平成31年度第1166号から令和元年度第1281号まで115回配信した。毎週水曜日に定期配信を行い、最新の情報については随時配信を行った。

イ 未加入の会員に対し、フクロッポウ・ネットサービスの加入案内を行い利用促進に努めた。(令和2年3月31日現在1,691名登録)

(3) 会務通信の調製・発行

毎月会務通信を発行した。奇数月は電子版を配信し、偶数月は電子版を配信するとともに冊子版を郵送した。また、会員専用ホームページにも掲載した。

(4) 会員への情報提供、資料発行

基本通達等の会員へ提供すべき情報について、会員専用ホームページに掲載し、フクロッポウ・ネットサービスにより会員に周知した。また、業務資料、会員の異動状況及び支部の活動状況等について会務通信に掲載した。

(5) 会員名簿の発行

令和元年9月1日現在における会員名簿を編集し発行した。前年度同様、冊子での会員への配布は行わず、会員専用ホームページに会員名簿を掲載した。

(6) 会報大阪PONT Eの発行

会報大阪PONT E第188号、第189号を発行した。あわせて会員専用ホームページに掲載した。

## 3. 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業



(1) 司法書士会員の登録事務、会員証の発行

- ア 新入会員への登録証交付式時に、会長及び副会長から入会に際しての諸注意等を行った。また、支部長及び各関連団体役員も同席し、支部活動や関連団体の活動内容について説明をするとともに、積極的な参加を呼び掛けた。
- イ 新規入会者及び事務所移転による会員証再発行申請者に対して、速やかに会員証作成の手配をし、発行した。

4. 司法書士法人の届出の事務に関する事業

(1) 法人会員の登録事務

法人会員の入会・変更・解散等の届出について速やかに処理を行うとともに、法人会員への所属者や脱退者についての届出が遅滞なく行われるよう注意を払った。

5 相談に関する事業

(1) 司法書士総合相談センターの運営

司法書士総合相談センター各所において、次のとおり無料相談を実施した。

- ア 司法書士総合相談センター北  
相談日時：毎週月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分
- イ 司法書士総合相談センター堺  
相談日時：毎週月・水～金曜日 午後1時30分～午後4時30分
- ウ 司法書士総合相談泉佐野  
相談日時：毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分

(2) 司法書士総合相談ホットラインの運営

分野を限定しない総合的な電話相談として、毎週水曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施した。(相談件数456件)

(3) 成年後見常設相談の実施

- ア 司法書士総合相談センター堺における面談相談(相談件数22件)  
相談日時：毎週火曜日 午後1時30分～午後4時30分
- イ 本会会館における面談相談(相談件数84件)

相談日時：毎週木曜日 午後1時～午後4時

ウ 各事務所における電話相談（相談件数 647 件）

相談日時：毎週月曜日～金曜日 午後1時～午後4時

(4) 相続登記手続電話相談の運営

相続登記に特化した電話相談として、毎週火曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施し、各回2名の相談員にて対応した。また、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士紹介を行った。（相談件数402件、紹介件数72件）

(5) 女性と子どものための専門相談の運営

毎月1回の常設相談12回、予約相談10回、計22回の相談会を実施した。本会ホームページ上に相談会を告知するバナーを設置した結果、前年度より相談件数が増加した。

(6) ホームレス巡回相談との連携

ア 大阪府社会福祉協議会との委託契約により、生活困窮者自立相談事業にかかる相談員4名を選定した。

イ 令和2年2月25日、大阪弁護士会館にてホームレス巡回相談集計報告会が開催され、相談員のうち5名が出席した。

(7) 「司法書士の日」特別相談会の実施

令和元年8月、府内11か所にて、各支部のご協力のもと、「司法書士の日」記念無料法律相談会を実施した。（相談件数 208 件、相談者数 183 人）

また、令和元年6月26日に広報・相談担当者会議を、同年11月26日に同相談会に関する報告会をそれぞれ開催した。

(8) 社会問題等に対応し臨時に行う相談活動

ア 全国一斉養育費相談会への参画

令和元年9月7日、大阪青年司法書士会との共催にて、電話による「全国一斉養育費相談会」を開催した。（相談件数11件）

イ 台風19号の被害に関する無料電話相談

日司連が行う「令和元年台風19号の被災者を対象とした無料電話相談」の担当会として、令和元年10月18日から11月15日ま

での毎週金曜日の午前11時から午後5時まで及び11月22日から12月20日までの毎週金曜日の午前11時から午後8時まで、転送電話による電話相談の対応を行った。(相談件数7件)

ウ 司法書士法改正記念「改正相続手続セミナー」相談会の実施  
令和元年11月23日、司法書士法改正を記念した相続手続セミナーと同時開催で相談会を実施した。(相談件数12件)

エ 前年度から実施している「民事法律扶助業務における書類作成援助にかかる出張相談手当助成」制度について、令和2年3月31日までに13名の会員から計45件の申し込みがあり、全件について助成を行った。

(9) 法テラスセンター相談との連携

毎週水曜日、法テラス大阪地方事務所にセンター相談担当者を派遣した。

(10) 自治体等との契約等に基づく相談員派遣

ア 府内53か所での常設相談に、地元支部所属の会員を中心とした相談員を派遣した。

イ 大阪法務局構内登記相談の運営準備

今年度まで東支部で運営されていた大阪法務局構内登記相談につき本会で運営を引き受けることとし、その準備を進め、令和2年4月から実施することとした。

(11) 自由業団体連絡協議会合同相談会への参画

今年度は自由業団体連絡協議会による「専門家による合同無料相談会」は開催されなかった。

(12) 他団体が実施する相談事業への協力

ア 令和元年10月、大阪法務局、各自治体、総務省近畿管区行政評価局等からの要請を受け、相談員を派遣した。

イ 令和元年10月1日、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部主催の「不動産無料相談会」に相談員2名を派遣した。

(13) 支部相談事業の委嘱及び管理

現在支部に委嘱している相談事業は8件である。

(14) 会員の相談技法向上に関する取組

令和2年2月5日、大阪法務局構内登記相談の相談員名簿の登録要件として「相談員の心構えと相談の基礎知識」をテーマに会員研修会を開催した。

また、3月5日に同テーマのDVD研修会を行った。

(15) 当番司法書士の実施

前年度から開始した当番司法書士について相談申込が27件あり、うち20件について当番司法書士が即時対応し、事件を処理した。

(16) 相続登記未了問題にかかる相談会の実施

令和2年2月9日、相続登記推進のために大阪法務局と本会の共催で行われた「『未来につなぐ』相続登記・成年後見制度シンポジウム」と同時開催で無料相談会を開催した。（事前申込31組、相談件数5件）

(17) 権利擁護相談活動

ア 大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会専門職派遣への参画

大阪市において、権利擁護支援の必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつける相談機能の強化を図るために専門職を派遣することを受け、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「リーガルサポート大阪」という。）との連携にて「権利擁護専門相談員派遣名簿」登録者から専門相談員を派遣した。また、「権利擁護専門相談員派遣名簿」登録要件研修をリーガルサポート大阪と共催で開催した。

イ 出張相談事業の開始及び出張相談員派遣名簿の作成

法的問題を抱えているにもかかわらず、高齢や心身の障がいにより法的サービスを自発的に求めることが困難な方を対象として、福祉機関、医療機関等（以下「関係機関」という。）からの要請を受けて当該関係機関へ相談員を派遣する出張相談事業を開始した。また、これに伴い出張相談員を募集し、「出張相談員派遣名簿」を作成した。

(18) 災害時の相談員名簿の整備

近年増加している自然災害の被災者に向けた相談会の開催のための専門

相談員の名簿作成について検討した。

## 6. 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業

### (1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動

司法書士試験合格者向け新人研修にて、民間総合調停センターの紹介や手続きの流れを説明予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、中止となった。

### (2) 民間総合調停センターの活動への参画・連携

ア 民間総合調停センター和解あっせん人候補者として継続推薦を含めて計33名を本会から推薦し、副理事長、監事、運営委員、財務委員に計14名、その他総務、事業運営、広報、研修の各部会に出向した。6月に開催された、同センターの総会には本会会長が出席した。各委員会、部会後の理事会は年6回開催された。

イ 民間総合調停センター主催の研修は、出向者や和解あっせん人候補者名簿登載者以外の本会会員も受講することができ、研修単位も付与されるため、広く本会会員にも受講を呼びかけた。

ウ 申立受理件数が減少または横ばい状態にあり、今年度も利用促進の検討を行った。

## 7. 研修に関する事業

### (1) 会員研修（業務関連・周辺分野）の実施

ア 職務能力を向上させることを目的とし、外部講師・内部講師により37回にわたり会員研修会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、令和2年3月開催予定であった4回の会員研修会が中止となった。

### (2) 会員研修（倫理等）の実施

ア 平成31年4月25日「なぜ法律専門職が犯罪を起こすのかー犯罪心理学の視点からー」をテーマに会員研修会を実施した。

イ 令和元年9月12日「DVD研修 司法書士倫理～事例を中心とし

て～」をテーマに会員研修会を実施した。

ウ 令和元年9月20日「不動産登記と倫理」をテーマに会員研修会を実施した。

エ 令和元年11月6日「もう一度逢いたい人になる <職業人としての対人マナーと一般倫理>」をテーマに会員研修会を実施した。

オ 令和元年12月7日「日司連同時配信研修 第34回日司連中央研修会 司法書士法改正～司法書士制度の更なる発展のために～」をテーマに会員研修会を実施した。

カ 令和2年1月25日「犯罪収益移転防止法と本人確認」、「懲戒事例からみる司法書士倫理」、「司法書士法改正と民法・不動産登記法改正の論点」をテーマに会員研修会を実施した。

### (3) 新人研修（集合研修・配属研修）の実施

ア 主に今年度の司法書士試験合格者を対象として新人研修を企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、令和2年3月開催予定であった6日間（受講者61名）の集合研修は中止となった。

イ 令和2年3月2日から同月27日の配属研修は19日間（受講者9名）で実施した。

ウ 主に前年度司法書士試験合格者を対象とした、簡裁訴訟代理等能力認定考査に合格するために必要な知識を講義と実践的な問題を通じて学ぶ研修会を、令和元年5月14日及び5月21日の2回に分けて実施した。

エ 今年度の簡裁訴訟代理等能力認定考査合格者を対象に、令和元年11月12日「裁判業務を主力業務にするための実務の常識と工夫、受任へのつなげ方、利用できる有益な制度など」をテーマに会員研修会を実施した。

### (4) 裁判実務実践研修（研修講師養成）の実施

今年度は実施しなかった。

### (5) 専門分野相談員の養成研修の実施

相談部が企画した大阪法務局構内登記相談での相談員登録の要件と

なる、令和2年2月5日「相談員の心構えと相談の基礎知識」をテーマとした会員研修会及び3月5日の同研修会のDVD研修の開催につき、承認した。

(6) 会員の研修履修機会の拡充策の実施

ア 会員専用ホームページの映像配信システム（オンデマンド）に、令和2年3月末現在まで27本の会員研修会を配信した。

イ リーガルサポート大阪と共催にて開催した会員研修会のうち、3本を会員専用ホームページの映像配信システム（オンデマンド）に配信した。

ウ 夕刻から開催の会員研修会に参加できない会員への対応として、令和元年9月12日の日中に会員研修会（倫理研修）を実施した。

(7) 研修所定単位未取得者への対応

ア 研修規則第9条第1項に基づき、前年度に取得を要する研修単位数を取得していない会員に対して、会長指示を行った。

イ 研修規則第9条第2項に基づき、正当な理由なく3年連続して取得を要する研修単位数を取得していない会員4名の調査を綱紀調査委員会に付託した。

(8) 日司連が行う年次制研修の運営

令和元年9月7日・8日・29日、10月5日・6日、11月9日・10日・16日の8日間に分けて年次制研修を実施した。

(9) 研修教材の作成及び選定

日司連から提供を受けた新入会員研修プログラムの研修教材の活用方法について検討した。

(10) 研修情報の収集及び分析

研修会議において、月報司法書士等に掲載されている研修会情報を収集し、内容について検討した。

(11) 研修制度の研究及び開発

令和元年10月19日・20日、12月7日、令和2年2月1日に日司連主催の会員研修会を同時配信研修として実施した。

(12) 研修講師の養成及び派遣

- ア 平成31年4月6日開催の山口県司法書士会主催「簡裁交通事故損害賠償訴訟の実務」をテーマとした研修会に研修所担当副会長を講師として派遣した。
- イ 令和元年8月9日、8月23日、9月6日、9月20日開催の滋賀県司法書士会主催「民法（債権法）改正連続研修会（全4回）」に民法改正検討ワーキングチーム前構成員4名を講師として派遣した。
- ウ 令和元年8月31日開催の群馬司法書士会主催「超高齢化社会における家族関係と遺産承継」をテーマとした研修会に家族法研究会研究員を講師として派遣した。
- エ 令和元年10月27日開催の日司連主催「裁判業務における和解技法の習得」をテーマとした研修会に研修所裁判部門チーフを受講者として派遣した。
- オ 令和元年12月14日開催の日司連主催「ギャンブル等依存に起因する生活問題に関する研修会」をテーマとした研修会に市民権利擁護委員会委員を受講者として派遣した。

## 8. 業務関係法規の調査及び研究に関する事業

### (1) 家族法の研究及び成果の発表

- ア 家族法研究会を11回開催した。
- イ 研究成果を会員専用ホームページに掲載した。
- ウ 令和2年2月29日、近司連と共催で、家族法研究会研究発表会「改正相続法の遺言実務への影響～これからの司法書士がもっと遺言に関わるために～」を実施した。

### (2) 会社法の研究及び成果の発表

- ア 会社法研究会を6回開催した。
- イ 会員研修会の実施
  - (ア) 令和2年3月16日「裁判例に見る株主総会決議取消し」及び「株式譲渡にまつわる諸問題」をテーマに会員研修会を企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、中止とした。令和2年度の開催に向けて、今後改めて日



程調整を行っていく。

- (イ) 令和2年3月30日「令和元年会社法改正・経営承継円滑化法改正の概要～株式交付制度、株式承継の実務対応～」をテーマに会員研修会を実施した。

(3) 不動産取引業務の研究及び成果の発表

不動産取引において、いわゆる「分かれ取引」について、未だ本格的な検討などがなされていないままであり、適切な不動産取引立会を実現する一助として、これらの研究に取り組んだ。

令和2年度以降、当ワーキングチームでも現場の実務を踏まえ文章なり指針なりを何らかの形で公表できるよう検討を重ねている。

(4) 上記3項目以外の研究成果発表

民事信託の活用について研究を開始し、成果をまとめるべく努めた。

(5) 法規に関するパブリックコメント等の対応

ア 令和元年7月18日、公示された「司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令案」に関して、令和元年8月14日、法務省民事局民事第二課宛意見を提出した。

イ 令和元年7月22日、公示された「商業登記規則の一部を改正する省令案」に関して、令和元年8月20日、法務省民事局商事課宛意見を提出した。

ウ 令和元年10月30日、公示された「法務局における遺言書の保管等に関する政令案（仮称）」に関して、令和元年11月27日、法務省民事局商事課宛意見を提出した。

エ 令和2年2月10日、公示された「法務局における遺言書の保管等に関する省令案（仮称）」に関して、令和2年3月9日、法務省民事局商事課宛意見を提出した。

オ 令和2年1月10日、公示された「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」に関して、令和2年3月10日、法務省民事局参事官室宛意見書を提出した。

カ 令和2年2月26日、公示された「不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要」に関して、令和2年3月26日、法務省民事局

民事第二課宛意見を提出した。

- キ 令和2年3月6日、公示された「司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関して、令和2年3月30日、法務省民事局民事第二課宛意見を提出した。

(6) 外部研究会への参加・学識経験者等の招聘

- ア 令和元年7月17日「龍谷大学大学院地域公共人材総合研究プログラム協定先懇談会」に研修所担当副所長が参加した。
- イ 令和2年1月30日「民法・不動産登記法改正の動向と今後の展望」をテーマとした会員研修会に、法制審議会 民法・不動産登記法部会委員である京都大学大学院法学研究科の潮見 佳男 教授を招聘した。
- ウ 令和2年2月3日「民法・不動産登記法の改正について」をテーマとした勉強会に、法制審議会 民法・不動産登記法部会幹事である同志社大学法科大学院司法研究科の佐久間 毅 教授を招聘した。

(7) 情勢に応じたWT・PTの組成

- ア 成年後見制度対応ワーキングチームを設置した。当ワーキングチームは成年後見制度利用促進対応ワーキングチームを前身とし、成年後見制度利用促進法への各自治体の対応・支援を行い、また、本会とリーガルサポート大阪の連携を強化するための方策を策定するため検討を重ねた。
- イ 5月30日の第6回緊急理事会において、民法・不動産登記法改正検討ワーキングチームを設置した。
- ウ 5月30日の第6回緊急理事会において、危機管理対策検討ワーキングチームを設置した。
- エ 5月30日の第6回緊急理事会において、会館維持協力金請求訴訟対応プロジェクトチームを設置した。
- オ 7月31日の第8回理事会において、不動産取引研究ワーキングチームを設置した。
- カ 9月4日の第9回理事会において、グリーゾーン対応ワーキングチームを設置した。

キ 1月21日の第13回理事会において、ペーパーレス化対応ワーキングチームを設置した。

(8) 家庭裁判所との連絡協議会への参加

5月21日、5月24日に、家庭裁判所との連絡協議会に参加した。

## 9. 業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布に関する事業

(1) 業務関連図書及び用品の斡旋・頒布

会務通信で図書室新着図書を案内し、大阪司法書士協同組合（以下「協同組合」という。）があっせんする図書の案内を行った。

## 10. 福利厚生に関する事業

(1) 福利厚生事業の協同組合との協働

協同組合主催の福利厚生事業（支部親睦ソフトボール大会、支部対抗ゴルフ大会等）の案内を掲載した協同組合作成の「伝言板コーナー」を会務通信に同封して会員に送付及び配信し、また、会報大阪PONTÉに上記福利厚生事業についてのレポートを掲載した。

## 11. 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業

(1) 法務局との連絡・情報交換・交流

ア 木曜会の開催をはじめ、登記オンライン申請率向上策や登記相談の見直し、非司法書士対策の件などに関して連絡・情報交換・交流を行った。

イ 登記実務研究会

(ア) 令和2年2月17日、商業・法人登記実務研究会を開催した。（法務局出席者7名、本会出席者7名）

(イ) 令和2年2月19日、不動産登記実務研究会を開催した。（法務局出席者6名、本会出席者7名）

ウ 登記事務連絡会

各支部と法務局との登記事務連絡会について、本会ホームページにその結果を掲載するため、近年の協議内容等について検討を行った。

(2) 登記手続業務に関する取組

不動産登記、商業法人登記の近時の実務の動向について、その把握に努め検討を行った。それとともに民法の債権法・相続法改正を見据え、法務省、法務局の登記制度に関する施策の情報収集と検討を行った。

下記意見募集について、検討を行った。

- ・不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要に関する意見

(3) 登記オンライン申請の推進に関する取組

大規模システム更新の情報収集と対応の検討を行った。また、令和2年1月に発生した大規模障害について、情報収集を行うとともに、法務局へ再発防止の要請とシステム等改善の要望を行った。

(4) 登記実務研究会の開催

ア 令和2年2月17日、商業・法人登記実務研究会を開催した。

イ 令和2年2月19日、不動産登記実務研究会を開催した。

(5) 裁判関係業務に関する取組

「簡裁民事事件特別代理人候補者司法書士名簿」を作成し、家庭裁判所からの特別代理人の推薦依頼に備えたが、推薦依頼はなかった。

(6) 調停委員勉強会の開催

今年度は、勉強会を開催しなかった。

(7) 裁判所との事務連絡会・情報交換・交流

第6民事部での取扱い変更の件や入庁検査実施の件、及び後見事件の取扱いなどについて連絡・情報交換・交流を行った。

(8) 法改正に関する取組

法改正対応委員会の事業として令和2年3月11日に行う予定であった東京の議員会館での国会議員の先生方への説明は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況により中止となった。

(9) 民事法律扶助の利用促進

ア 民事法律扶助契約司法書士が8名増加し、627名（うち法人28）となった。

イ 令和元年12月18日「高齢者・障がい者への法的支援と民事法律扶助の活用」をテーマに、リーガルサポート大阪と共催で特定援助対

象者法律相談支援制度の利用促進のための会員研修会を開催した。

(10) 法テラス大阪との連携

- ア 相談部門所管の委員会として法テラス対応委員会を設置し、法テラス大阪との連携強化を図った。
- イ 法テラス大阪に副所長、審査副委員長、審査委員を派遣した。
- ウ 令和元年11月18日、日司連ホールで開催された法テラス地方事務所司法書士副所長会議に本会から出向している副所長が参加した。
- エ 令和元年11月27日に開催された法テラス大阪地方協議会に1名を派遣した。
- オ 令和2年2月7日、日本司法支援センター大阪地方事務所と本会との実務協議会を行った。

(11) 後見業務に関する取組

司法ソーシャルワークの一環として、地域包括支援センター等と連携を取り、高齢者、障がい者、生活困窮者へのアウトリーチに努めた結果、後見業務受託につながった。

(12) 中小企業支援業務に関する取組

- ア 中小企業支援業務に関する取組として、司法書士の企業法務分野の知識向上及び人材育成、中小企業に特化した専門相談員の育成及び名簿作成を目的とし、会員に対する中小企業分野のシリーズ研修(2回)を企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、中止とした。令和2年度の開催に向けて、今後、講師と改めて日程調整を行っていく。
- イ 本会の中小企業支援業務の对外広報ツールとして、クライアントに対する配布物の一案である「中小企業支援業務推進委員会だより」を発行した。
- ウ 中小企業支援業務推進委員会から、下記の関係機関主催の会議へ委員を派遣した。

・令和元年8月8日「令和元年度地域支援機関連携会議」

(13) 業務A I化への対応

業務A I化の対応については費用対効果の関係で不継続とし、今期は民

事信託に司法書士が関わっていけるような方策の検討を開始した。

## 1 2. 司法書士賠償責任保険及び司法書士会賠償責任保険に関する事業

### (1) 賠償責任保険の支払に関する審議と給付

賠償責任保険の支払に関する審議と給付について、事故処理委員会において、給付申請事案を審議の上、給付請求を行った。

## 1 3. 統計に関する事業

### (1) アンケートなどによる情報収集

ア 広島会の「司法書士業務における研究開発に関するアンケート」に協力した。

イ 日司連の「ODRの利活用に関するアンケート」に協力した。

ウ 日司連の「登記申請書・添付書面の作成・取得に関するアンケート」に協力した。

エ 日司連の「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」に協力した。

オ 日司連の「外国人への相談及び司法支援体制等に関するアンケート」に協力した。

## 1 4. 講演会及び講習会等の開催に関する事業

### (1) 法教育活動の普及及び実践

高校生等法律講座及び小学校出前授業

大阪府内の高校及び小学校等52校に対し、高校生等法律講座及び小学校出前授業を行った。講座対象人数は6,578名、参加司法書士は延べ27名であった。

### (2) 親子法律教室の開催

令和2年3月1日に開催予定であった「親子法律教室」は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、開催中止となった。

### (3) 市民公開講座及び相談会の開催

### (4) 市民後見人養成の支援

(5) 対外的な講演会・シンポジウム等の開催

ア 令和元年10月2日、島根県立出雲高等学校の1年生を対象とした関西研修事業に対応した。

イ 司法書士法改正記念「改正相続手続セミナー」の開催

令和元年11月23日、本会会館において司法書士法改正記念「改正相続手続セミナー」を開催した。セミナーの参加人数は、87名であった。

ウ 「未来につなぐ」相続登記・成年後見制度シンポジウムの開催

令和2年2月9日、本会会館において、本会・大阪法務局・リーガルサポート大阪の主催、毎日新聞社・朝日新聞社・産経新聞社の後援で「未来につなぐ」相続登記・成年後見制度シンポジウムを開催した。シンポジウム278名、相談会31組の申込があった。

(6) 他団体等への講師派遣等

ア 令和元年9月26日開催のかわちながの消費者協会主催「民法改正による相続に関する改正内容を学ぶ」をテーマとした講演会に堺支部会員を講師として派遣した。

イ 令和元年11月18日開催の(一社)大阪府宅地建物取引業協会主催「賃貸借関係の紛争と解決方法～家賃滞納・建物明渡などに関して～」をテーマとした研修会に研修所担当副会長を講師として派遣した。

## 15. 広報活動に関する事業

(1) マスメディア等宣伝媒体を利用した広報

ア 「司法書士の日」記念無料法律相談会の広報として毎日新聞・産経新聞・朝日新聞・読売新聞の4紙の朝刊に新聞広告を掲載した。また、支部の相談会用広報のテンプレートチラシを制作し、支部にチラシデータを提供した。

イ 近司連と各单位司法書士会共同でテレビCMを、令和2年2月1日から同月29日まで毎日放送で放映した。

ウ 大阪シティバス側面に司法書士総合相談センターのシート広告を継

続して掲出した。

- エ 大阪メトロ谷町四丁目駅の中央線上りホームに広告看板を継続して掲出した。
- オ 大阪メトロ谷町四丁目駅の改札外（8号出口方面）階段下に広告看板を継続して掲出した。
- カ 大阪メトロ谷町四丁目駅の谷町線上りホームに広告看板をリーガルサポート大阪と共同で継続して掲出した。
- キ 大阪メトロ谷町四丁目駅の駅周辺案内図に会館の案内を継続して掲出した。
- ク 京阪天満橋駅構内の司法書士総合相談センターの広告看板を継続して掲出した。
- ケ 南海高野線堺東駅の駅周辺案内図に司法書士総合相談センター堺の案内を継続して掲出した。
- コ 天神祭（令和元年7月24日・25日）の際に広告を掲載したうちわを作成し、6,000本配布した。
- サ 八尾コミュニティ放送局「FMちゃお」の協賛をした。

## （2）ホームページの充実

お知らせ等の情報を随時更新した。

## （3）フクロッポウNEWS等の対外広報誌の発行

対外広報誌フクロッポウNEWSの31・32号を発行した。あわせて本会ホームページにも掲載した。各号のテーマと発行日は下記のとおりである。

- ・31号：令和元年10月15日発行

特集テーマ：「『親なきあと問題』っていったい何のこと？」

- ・32号：令和2年3月31日発行

特集テーマ：「大阪司法書士会 創立100周年記念式典・祝賀会を開催しました」

## （4）「司法書士の日」一日司法書士の実施

令和元年8月2日、司法書士の日記念事業として「高校生一日司法書士」を実施した。4高校（大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎、大阪信愛学



院高等学校、大阪府立春日丘高等学校、大阪府立長尾高等学校) から合計 10 名の高校生が参加した。

(5) インターンシップ学生等の受入れ

大学コンソーシアム大阪から要請があり、1 大学 (近畿大学) から 1 名の学生を受け入れた。

(6) クライシスコミュニケーションへの対応

日司連リスク管理室から講師を招き、リスク・クライシスコミュニケーション研修会を実施した。

(7) 記者懇談会の実施

令和 2 年 3 月 18 日に開催予定であった「記者懇談会」は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受け、開催中止となった。

(8) 新年賀詞交歓会の開催

令和 2 年 1 月 20 日、リーガロイヤルホテルにて政治連盟・一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会 (以下「大阪公嘱」という) ・リーガルサポート大阪・協同組合との共催で新年賀詞交歓会を開催した。227 名 (来賓 66 名、会員 161 名) が出席した。

(9) 100 周年記念事業の実施

令和元年 9 月 28 日、リーガロイヤルホテルにて政治連盟・大阪公嘱・リーガルサポート大阪・協同組合との共催で大阪司法書士会創立 100 周年記念式典・祝賀会を開催した。記念式典には 320 名 (来賓 47 名、会員 273 名)、祝賀会には 351 名 (来賓 52 名、会員 299 名) が出席した。

## 16. 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

(1) 紛議調停の運営

紛議案件について紛議調停委員会を開催した。(事案 1 件・継続中)

(2) 市民窓口の運営

計 13 回の苦情対応窓口活動を行い、計 30 件 (うち、文書での申出 7 件) の相談を受付けた。必要に応じて、対象会員への通知文書の発送 (14 件) を迅速に行った。

## 17. 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業

- (1) 情報公開関連諸規定に基づく情報公開  
情報公開関連諸規定に基づき、情報を公開した。

## 18. 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

- (1) 公共嘱託登記司法書士協会への助言  
公共嘱託登記の受託推進へ向けて協力した。

## 19. 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

- (1) 少額裁判報酬助成の審査及び給付  
今年度の助成申込件数は16件であり、助成希望額合計は80万円であった。助成支給額は合計50万円であった。
- (2) 会員に対する公益的活動の推進  
公益的活動に関する規則・規程に基づき、会務通信及びフクロッポウ・ネットサービスにより活動報告の提出についての周知を徹底した。
- (3) 労働問題に対する取組  
令和元年11月30日、大阪労働局主催の「大阪労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会『土曜合同労働相談会』」に相談員1名を派遣した。
- (4) 災害復興支援に関する取組  
東日本大震災における被災者・避難者の支援に関する事業を行った。
  - (ア) 本会が支援団体として登録している大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）に参画し、同協議会の定例会議に参加した。
  - (イ) 令和元年8月24日、英真学園高等学校にて開催された、ホッとネットおおさか主催の避難者交流会に相談員2名を派遣し、相談・広報のブースを出展した。
- (5) 各種依存症対策の推進に関する取組  
大阪府依存症対策連携会議に委員を派遣した。
- (6) 消費者問題に関する取組

## ア 消費者問題研修講師派遣案内の配布及び講師派遣

大阪府内の消費者安全課や消費生活センターなどの消費者部門及び一部の社会福祉協議会、包括支援センターなどに対し、行政との結びつきを深め、消費者問題被害防止や被害救済のための連携を図ることを目的として、消費者問題研修講師派遣案内を送付もしくは持参した。持参した自治体と消費者問題に関し様々な意見交換を行った。また、今年度は、下記6自治体等に講師として消費者問題対策委員会委員を派遣した。

(ア) 枚方市	令和元年10月31日
(イ) 吹田市	令和2年1月21日
(ウ) 茨木市	令和2年1月30日
(エ) 枚方市	令和2年2月26日
(オ) 寝屋川市	令和2年2月26日
(カ) 枚方市	令和2年3月16日

## イ 外部研修会・講習会への参加

以下の外部開催の研修会・シンポジウム等に消費者問題対策委員会委員を派遣し、情報収集や他団体との交流に努めた。

- (ア) 令和元年8月3日「第12回消費者問題リレー報告会 I N大阪」
- (イ) 令和元年9月4日「第22回近畿電気通信消費者支援連絡会」
- (ウ) 令和元年10月28日「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会第7回定期総会」
- (エ) 令和元年11月9日「ひょうご消費者ネット学習会ネット契約事例で考える旅行トラブル」
- (オ) 令和元年11月11日「第5回地域で防ごう消費者被害大阪交流会」
- (カ) 令和元年11月17日「第40回利息制限法金利引下実現全国会議岡山シンポジウム」
- (キ) 令和元年12月7日「ひょうご消費者ネット学習会デジタル・プラットフォーマーの何が問題か」
- (ク) 令和2年1月25日「第25回消費者問題リレー報告会」

ウ 会員研修会の開催

(ア) 消費者問題シリーズ研修 第1回「キャッシュレス決済手段の仕組み」(令和2年2月12日) 講師: 山本国際コンサルタンツ 代表 山本正行 氏

(イ) 消費者問題シリーズ研修の応用編として「キャッシュレス決済手段を使った消費者被害(仮題)」(令和2年3月18日)を企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を受けて中止とし、令和2年度の開催に向けて、今後、講師と改めて日程調整を行っていくこととなった。

エ 「訪問販売お断りステッカー」作成

大阪府消費者保護条例では、「拒絶の意思を表明している消費者に対して勧誘」することを不当な取引行為として禁じている。高齢者等の自宅に貼付してもらい、消費者被害の未然防止のために役立てることを目的に「訪問販売お断りステッカー」を作成し、大阪府下の消費生活センターや地域包括支援センター等への配布を実施した。

(7) 自死問題に対する取組

ア 大阪府自殺対策審議会委員に会員を派遣した。

イ 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会委員に会員を派遣した。

(8) 生活困窮者問題に対する取組

ア 経済的困窮者に対する法律支援事業として、19件の出張法律相談、うち15件の生活保護申請への同行等に対して報酬助成を行った。

イ 地域包括支援センターや市役所からの依頼による、生活困窮者の自立に向けた専門相談として、15件の相談があり、全件について出張相談を行った。

ウ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 令和元年9月21日「生活困窮者支援 地域ネットワークをどうつくるか」

- (イ) 令和元年11月20日・12月11日「OACミニフォーラム」
- (ウ) 令和2年3月1日「生活保護・ケースワーク業務の外部委託化を考える緊急学習会」

エ 会員研修会の開催

令和2年2月8日、リーガルサポート大阪との共催により「権利擁護専門相談員」養成研修（B類I）として会員研修会「発達障害を理解する」（講師：さかいハッタツ友の会 代表 石橋 尋志 氏）を行った。

(9) 空き家問題対策に関する取組

ア 空家等対策協議会等への参加

(ア) 柏原市、大東市、寝屋川市、守口市、阪南市、太子町の空家等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策委員会委員が参加した。

(イ) 高槻市の空家等対策審議会に本会から推薦した同委員が参加した。

イ 空家等対策セミナー・相談会への講師及び相談員派遣

(ア) 毎月1回、堺市の「住宅専門家相談」の相談員として「大阪司法書士会空き家問題の予防及び解決に取り組む司法書士名簿」登録者を派遣した。

(イ) 福島区、此花区、港区の3区合同開催の空き家の管理・活用・リフォームセミナー、個別相談会へ講師及び相談員を派遣した。

(ウ) 天王寺区、阿倍野区、西成区の3区合同開催の空き家の管理・活用・リフォームセミナー、個別相談会へ講師及び相談員を派遣した。

(エ) 都島区、天王寺区、高槻市、豊中市、柏原市、堺市、河内長野市の市民向けセミナーへ講師を派遣した。

(オ) 高槻市、豊中市、交野市、柏原市、東大阪市、堺市、松原市、泉佐野市の市民向けセミナーへ相談員を派遣した。

ウ 自治体との協定締結

(ア) 令和元年5月20日、摂津市と空家等対策の推進に関する特別

措置法に基づく空家等の対策における業務の遂行についての協定を締結した。

(イ) 令和元年8月1日、東大阪市、本会、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会の4者による空き家等に関する連携協定を締結した。

(ウ) 岸和田市と令和2年度の空家等対策に関する所有者等特定業務についての協定締結に向けて協議を行った。

エ 自治体との協定に基づく受託業務

(ア) 摂津市との空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の対策における業務の遂行についての協定に基づき、空家等所有者等調査業務を2件受託した。

(イ) 泉佐野市との空き家等対策事業に関する相談業務等の遂行についての協定に基づき、空き家等所有者等調査業務を8件、相続財産管理人の選任申立書類作成業務を2件受託した。

(11) その他社会問題、人権問題等に対する取組

ア 令和元年10月13日「レインボーフェスタ！2019」に無料相談ブースを出展し、17組の相談を受けた。また、パレード参加及び広報資料の配布を行った。

イ 市民権利擁護委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 令和元年11月16日「シンポジウム 海外の制度から日本の精神医療を考える～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」

(イ) 令和元年11月30日「被害者支援シンポジウム2019 条例ができた！どう変わる？どう変える？大阪の犯罪被害者支援」

(ウ) 令和元年12月11日・12月19日「OACミニフォーラム」

(エ) 令和元年12月14日「ギャンブル等依存に起因する生活問題に関する研修会」

(オ) 令和元年12月14日「日仏討論会 子供の貧困：ひとり親家

庭は、どうすればこの悪循環から抜け出せるのか？」

(カ) 令和2年2月29日「一緒に考えよう『介入の場面』づくりと『紹介』」

#### ウ 会員研修会の開催

(ア) 「法務局における人権侵犯救済手続の実務」「インターネットにおける誹謗中傷等事件対応の実務～法務局の人権侵犯被害救済申立及び発信者情報開示請求等の活用～」(令和2年1月23日)

講師：日司連市民の権利擁護推進室 犯罪被害者等支援部会  
室委員 高山典和 氏、室委員 古田千洋 氏

(イ) 「セクシュアル・マイノリティの基礎知識」(令和2年3月10日)

講師：日司連市民の権利擁護推進室 セクシュアル・マイノリティの権利擁護部会 副室長 野崎史生 氏、室委員 小手川 裕 氏

## 20 その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (1) 総会の開催

令和元年5月25日ホテル日航大阪にて第134回定時総会を実施した。

### (2) 慶弔、表彰

会員及びその家族の訃報に対し、慶弔規程に基づき弔意を表した。また、会員の慶事表彰に対し、定時総会において祝意を表すとともに記念品を贈呈した。

### (3) 役員等選挙の実施

第134回定時総会において、役員等任期満了に伴う改選につき選挙を実施した。

### (4) 綱紀調査委員、量定意見小理事会参与の選任

令和元年5月25日第134回定時総会において、綱紀調査委員選任を行った。また、令和元年5月30日開催の役員全体会議において、龍谷大学法学部法律学科教授・今川 嘉文氏を量定意見小理事会参与として選任した。

(5) 木曜会の開催

令和元年7月18日、大阪法務局において木曜会を開催した。連絡事項・協議結果については、会務通信、会員専用ホームページ等にて周知した。

(6) 筆界特定制度の対応

筆界特定五者連絡協議会に参加し、大阪法務局に対し筆界特定委員の推薦を行った。

(7) 事務局体制の整備

(8) 事務局職員の福利厚生

(9) 会館の管理運営・防災対策

ア 危機管理対策ワーキングチームにおいて大阪府内と市区町村を災害時の協定締結を促進し、大阪府、守口市、和泉市と災害協定を締結した。

イ 災害発生時に曾根、会館に備蓄すべき物品について検討し、まず、非常時の電源確保や備蓄品の購入をした。

イ 図書室の改装工事を実施した。

ウ 事務局の改装工事を実施した。

エ 事務局のブラインド取替工事を実施した。

オ 事務局の南面ガラス交換工事を実施した。

カ 管理人室の空調設備等入れ替え工事を実施した。

キ 4階倉庫の不要品廃棄処分を実施した。

ク 喫煙スペースに防災マットを追加設置した。

(10) 会員証の更新

(11) 会費滞納者の対応

3か月ごとに滞納者への通知を行った。

(12) 会館維持協力金の請求、管理

未納付の会員及び元会員51名に対して督促し、納入されなかった16名を大阪簡易裁判所へ提訴した結果、合計773万1,000円の納入があった。

(13) 会則・諸規則・諸規定等の見直し

会則及び諸規則・諸規程等の改正及び検討を行った。

(14) 組織・財政・事業の改善に関する検討



- (15) 支部事業に対する助成
- ア 支部研修開催支援として、助成金の交付を行った。
  - イ 支部相談事業支援として、助成金の交付を行った。
  - ウ 支部広報活動事業支援として、助成金の交付を行った。
- (16) 大阪司法書士会史第4巻の編纂作業
- 第4巻の発行に向けて資料収集を行った。
- (17) 会館図書室の管理
- 図書の管理・整理を行い、また加除形式の図書に関して見直しを行った。
- (18) 関連団体との交流
- ア 令和元年7月4日、令和2年2月13日、政治連盟と協議会を開催した。
  - イ 令和元年7月4日、令和2年2月13日、大阪公嘱と協議会を開催した。
  - ウ 令和元年7月3日、令和2年2月12日、協同組合と協議会を開催した。
  - エ 令和元年7月3日、令和2年1月14日、リーガルサポート大阪と協議会を開催した。
  - オ 令和元年7月4日、令和2年2月12日、大阪青年司法書士会と協議会を開催した。
- (19) 東京司法書士会との協議会の開催
- 令和元年10月11日、東京司法書士会と協議会を開催し、全体会議及び担当部署別の協議を行った。
- (20) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催
- 令和元年12月10日、大阪土地家屋調査士会と協議会を開催した。
- (21) 韓国ソウル中央地方法務士会との交流
- 交流会等の実施はなかった。
- (22) 自由業団体連絡協議会への参画
- 平成31年4月24日、大阪自由業団体連絡協議会の令和2年度以降の諸事業についての検討小委員会及び令和2年1月29日、大阪自由業団体連絡協議会の令和2年度諸事業について検討会議に参加した。